**第13次地方分権一括法改正（令和５年６月16日公布）**

１．概要

「第13次地方分権一括法改正」の一つとして地方独立行政法人法の一部が次のとおり改正。

（地方独立行政法人法）

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）

２．改正内容

改正後

改正前

○国立大学法人の例を踏まえ、

年度計画及び年度評価を廃止

○以下の事項が毎年度義務付け

・年度計画の作成

・業務実績報告書の作成・評価委員会の年度評価

※国立大学法人においては、

年度計画、年度評価ともに令和４年４月に廃止

○公立大学法人

中期計画があるにもかかわらず、

毎年の策定は負担

○地方公共団体（設立団体）

年度評価に係る事務負担が大きい。

○地域における高等教育機会の提供や、

地域社会での知的・文化的拠点としての業務に注力できる。

公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことが可能に！

教育の質の向上や地域貢献に

十分に取り組めていない

３．対応

○　令和６年度から開始する中期目標・中期計画から適用。

（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）

○　公立大学の中期目標・中期計画が、国立大学の枠組みに沿って策定された経緯を踏まえ、適切な評価指標を導入できるよう項目の重点化を図る必要がある。